

## 水産業の体質強化を求める意見書

今年度から始まった水産政策の改革に伴う水産資源管理は、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、最大持続生産量の概念をベースとする方式に変更になった。これを着実に実行するには、国全体としての資源管理指針を定める必要がある。その上で、適切な資源管理に取り組む漁業者は、漁獲量を削減する必要があるため漁業経営のセーフティネットとして漁業収入安定対策の機能強化が必要である。

また、水産政策の改革では、IUU（違法・無規制・無報告）漁業対策や水産物輸出の促進のためにトレーサビリティを推進することになっており、それには漁獲証明の法制化による流通改善や水産物の消費拡大が必要である。そこで、漁業者らが安心して水産改革に取り組めるよう下記の事項の法制化を求める。

### 記

- 1 漁業収入安定対策の機能強化を図るために必要な法整備を行うこと。
- 2 水産物のトレーサビリティの基本となる漁獲証明に係る法整備を行うとともに、必要度の高いものから順次対象とすること。
- 3 水産改革の推進にあたっては、漁業関係者の新たな負担が予想されることから、漁業者等の意見を踏まえた制度の構築を行うこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

熊本県議会議長 井手順雄

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	江藤拓様